

会社法等におけるデジタル化の動向

2022年11月10日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 株主総会資料の電子提供制度

電子提供制度の概要

Web開示によるみなし提供制度

- 株主総会資料の一部について、当該事項に係る情報をWebサイトに掲載し、URL等を株主に対して通知することで、当該事項が株主に提供されたものとみなす制度。
- 2021年1月法務省令改正で、2021年9月までの時限的措置として対象範囲が拡充された。



2023年3月の株主総会よりすべての上場会社が移行。

電子提供制度

- 会社は、株主総会資料をすべてWebサイトに掲載し、株主に対しては、書面で最低限の情報（日時、場所、議題、WebサイトURL等）を通知。
- 株主から書面交付請求があった場合、株主総会資料を書面で交付しなければならない。ただし、一定の事項については、書面への記載を要しない旨を定款で規定できる。

書面交付請求を
しない株主



招集通知を郵送

株式会社



Web上に
総会資料を
掲載

書面交付請求

書面交付請求を
する株主



招集通知と
総会資料を
郵送



書面交付請求制度に関する経団連要望

経団連の要望事項（2021年9月規制改革推進会議デジタルWG）

電子提供制度の開始により、書面交付が必要な資料の範囲がかえって拡大。書面交付請求権が利用された際の書面に記載を要する事項について、Web開示制度（拡充措置あり）の場合以上に削減すべく、省令を見直すべき。

	電子提供制度の 書面交付請求	Web開示制度 (拡充措置あり)
役員の実任契約に関する事項	×	○
役員の実任契約、 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項	×	×
事業報告の「事業の経過及びその成果」、 「対処すべき課題」	×	○
単体の株主資本等変動計算書、個別注記表	○	○
単体の貸借対照表、損益計算書 (会計監査報告、監査報告を含む)	×	○
連結の株主資本等変動計算書、連結注記表	○	○
連結の貸借対照表、損益計算書 (会計監査報告、監査報告を含む)	×	○

○：書面記載を省略できる。 ×：書面記載を省略できない。

 **すべて○にすべき**

書面交付請求制度に関する法務省の対応

法務省主導のもと、2022年2～7月にかけて、商事法務研究会内の「**商事法の電子化に関する研究会**（電子提供措置事項記載書面）」において議論。

- ◆ 会社法研究者、日弁連、信託協、日証協等が参加（座長：藤田友敬 東京大学教授）。
経団連からは井上卓 三菱重工業IR・SR室長（東京株式懇話会会長）を委員に推薦。
- ◆ 主な争点は以下の2つ。
 - ① インターネットを利用することが困難な株主への配慮をどう考えるか。
 - ② 法律による委任の範囲を超えない（書面交付請求制度を実質的に空洞化させるおそれはない）と言えるか。

研究会の結論

- 以下のいずれについても、書面記載を不要とすることは法律による委任の範囲内にある。かつ、将来の見通しの不確実さやデジタル化の進展を踏まえた政策判断としても適切。
 - ① 単体・連結の貸借対照表・損益計算書
 - ② 事業報告の責任限定契約・補償契約・D&O保険契約に関する事項
 - ③ 事業報告の「事業の経過及びその成果」・「対処すべき課題」

} **経団連の要望項目すべて**
- 今後は、関係各位の合理的な裁量の範囲内で、インターネットを利用することが困難な株主への配慮・サポートの工夫がされることを期待。

↳ 2022年内に省令が改正され、電子提供制度の利用開始時（2023年3月）より書面記載の省略が可能となる見通し。

2. 株式会社の代表者住所情報の取り扱い

代表者住所をめぐる議論の経緯①

株式会社の**代表者住所**は登記事項として公開されており、以下のいずれかの方法により誰でも知ることができる。

- ① **登記事項証明書**を取得する方法（書面記載）
- ② **登記情報提供サービス**を用いて登記情報を閲覧する方法（インターネット閲覧）

令和元年会社法改正に先立つ**法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会**では、株式会社の代表者住所の提供について一定の規制を設けるかが議論に。

会社法改正中間試案に対する経団連提言（2018年4月）

代表者住所が記載された登記事項証明書の交付に関して規制を設けることに賛成。

- 不特定多数人が代表者個人の住所情報を入手できるのはプライバシー保護の観点から問題。
- 「利害関係人」に限定して交付請求を認めることで、訴訟上必要な場合にも対応可能。

「利害関係人」に限定する案には**反対意見**も。

- ◆ 利害関係の範囲が不明確。登記官が利害関係の有無を判断することは困難。
- ◆ 企業取引の開始前に与信審査のために取引相手の代表者住所を利用しようとしても、利害関係人と認められないおそれ。（日商の意見）

代表者住所をめぐる議論の経緯②

法制審議会会社法制部会 附帯決議（2019年1月）

登記情報提供サービス（インターネット閲覧）では株式会社の代表者住所の情報を一律に非表示とする。

	Before	After
書面記載	○	○
インターネット 閲覧		×



2022年2～3月、商業登記規則等改正に向けたパブリックコメントを実施。

在日米国商工会議所（ACCJ）提出意見（2022年3月）

- 登記情報提供サービス（インターネット閲覧）において代表者住所を一律非表示とする提案は歓迎。
- しかしながら、登記事項証明書（書面記載）に関しても、利害関係者に限り代表者住所情報の交付を請求できるとすべき。

代表者住所の取り扱いに関する論点

指摘事項

登記事項証明書（書面記載）で入手できる情報と比べて登記情報提供サービス（インターネット閲覧）で入手できる情報が少なくなることはデジタル原則（デジタル完結・自動化原則）に反する。



登記情報提供サービスで代表者住所を一律非表示とする省令改正は見送りに。
今後、**デジタル臨時行政調査会作業部会**で検討することに。

主な論点

- ✓ 書面とオンラインで代表者住所情報の提供範囲を揃える必要がある。
- ✓ 利害関係者に限り代表者住所情報を入手できるようにする場合、「利害関係者」の範囲が問題に。
- ✓ 利害関係の有無を確認する方法も検討が必要。

	Before	After
書面記載		
インターネット閲覧	○	△